

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第69号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和34年岩手県規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(営業の許可申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、<u>公衆浴場営業許可申請書(様式第1号)</u>を所管保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第3条 法第2条の2第2項の規定による相続による営業者の地位の承継の届出は、<u>公衆浴場営業承継(相続)届(様式第2号)</u>を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>第4条 法第2条の2第2項の規定による合併による営業者の地位の承継の届出は、<u>公衆浴場営業承継(合併)届(様式第3号)</u>を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>第5条 法第2条の2第2項の規定による分割による営業者の地位の承継の届出は、<u>公衆浴場営業承継(分割)届(様式第4号)</u>を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第6条 条例第6条第1項の規定による届出は、<u>公衆浴場営業許可事項変更(営業停止、営業廃止)届(様式第5号)</u>を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>第7条 条例第6条第2項の規定による届出は、<u>公衆浴場営業承継届出事項変更届(様式第6号)</u>を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>(既存一般公衆浴場の配置の基準の特例)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の届出は、<u>公衆浴場営業継続届(様式第7号)</u>により行わなければならない。</p>	<p>(営業の許可申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、<u>別に定める様式による公衆浴場営業許可申請書</u>を所管保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第3条 法第2条の2第2項の規定による相続による営業者の地位の承継の届出は、<u>別に定める様式による公衆浴場営業承継(相続)届</u>を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>第4条 法第2条の2第2項の規定による合併による営業者の地位の承継の届出は、<u>別に定める様式による公衆浴場営業承継(合併)届</u>を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>第5条 法第2条の2第2項の規定による分割による営業者の地位の承継の届出は、<u>別に定める様式による公衆浴場営業承継(分割)届</u>を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第6条 条例第6条第1項の規定による届出は、<u>別に定める様式による公衆浴場営業許可事項変更(営業停止、営業廃止)届</u>を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>第7条 条例第6条第2項の規定による届出は、<u>別に定める様式による公衆浴場営業承継届出事項変更届</u>を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>(既存一般公衆浴場の配置の基準の特例)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の届出は、<u>別に定める様式による公衆浴場営業継続届</u>により行わなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第7号までを削る。

附 則

- この規則は、令和2年12月15日から施行する。
- この規則による改正後の公衆浴場法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等につ

いて適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。